

宮崎市口座振込通知Web閲覧システム導入業務 受託候補者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

宮崎市口座振込通知Web閲覧システム導入業務委託仕様書(以下、仕様書と言う。)のとおり

2. 概要

(1) 件名 宮崎市口座振込通知Web閲覧システム導入業務委託

(2) 内容 別紙「宮崎市口座振込通知Web閲覧システム導入業務委託仕様書」のとおり。

(3) 委託期間 契約日から令和8年3月31日まで

(4) 提案限度額 792,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※当該金額は契約時の予定価格を示すものではなく、システム導入にかかる費用の予算規模を示すものであり、受託候補者の決定後、提案内容に基づき、改めて契約仕様書を定め、見積書の提出を求める。

(5) 担当課（事務局）

〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号4階 宮崎市総務部市役所改革推進課（担当：大岐、矢野）

電話: 0985-45-0716

電子メール: 01kaikaku@city.miyazaki.miyazaki.jp

3. スケジュール

内容	日程
募集開始	令和7年11月13日(木)
質問票の締切日	令和7年11月19日(水)16時30分まで
質問票の回答期限	令和7年11月21日(金)
参加申込書、提案書の提出締切	令和7年11月25日(火)正午まで
プレゼンテーション審査	令和7年11月28日(金)予定
選定結果の通知	令和7年12月2日(火)予定

※上記スケジュールはに基づく。各実施日については、変更の可能性あり。

4. 公募型プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225条)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(3) 提案書等の提出から審査結果通知までの間に、宮崎市の競争入札において入札参加資格停止措置を受けてないこと。

(4) 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。

- (5) 宮崎市税及び国税について滞納がないこと。
- (6) 役員等が宮崎市暴力団排除条例(平成23年条例第47号)第2条第3号に規定する暴力団関係者及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 過去に国や地方公共団体に対し、システム導入等の実績があること。なお、代理店等を介した導入実績についても可とする。
- (8) 宮崎市情報セキュリティポリシーを遵守できること。

5. 質問及び回答

(1) 質問

- ①質問方法 質問書(様式第3号)を電子メールにより、「2 概要 (5)担当課」あて提出すること。なお、電子メールの場合は件名を「令和○年○月○日 プロポーザル質問書(会社名)」とすること。
- ②受付期間 募集開始日から令和7年11月19日(水) 16時30分まで。

(2) 回答

- ①回答方法 本市ホームページへ掲載する。
- ②回答日 令和7年11月21日(金)までに随時。

6 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

- ① 公募型プロポーザル参加申込書兼誓約書(様式第1号)
- ② 法人概要(任意様式)
- ③ 商業登記簿謄本(※法務局で発行日から3か月以内、写し可)
- ④ 宮崎市税及び国税に滞納が無いことの証明(※いずれも3か月以内に発行されたもの)
- ⑤ 誓約書兼同意書(様式第2号)

※ただし「宮崎市競争入札参加資格者名簿」に登録がある場合、③～⑤の提出は不要。

- (2) 提出方法 持参またはメール(提出書類はPDFファイルに限る)により、「2 概要 (5)担当課」あてに提出すること。
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出期限 令和7年11月25日(火) 正午必着

7. 企画提案書の提出

- (1) 企画提案書作成 仕様書及び、別紙「評価基準表」の採点項目・採点基準を踏まえること。提案内容は、実現が可能な内容のみ、具体的に記載及び表明すること。

(2) 提出書類

- ① 企画提案書(任意様式)
- ② 業務実績(様式第5号)
- ③ 見積書(任意様式)

※見積書は「A：システム導入委託料」と、導入後の「B：システム使用料(年額)」とする。Bについては、以下のパターンごとに提出すること。

○システム使用料(年額)パターン

前提：本市が登録を想定する債権者(約10,000件)を管理マスタとして登録可能とすること
ア：10,000債権者に57,000件(通)/年 通知する

イ：2,000債権者に13,000件(通)/年 通知する

ウ：500債権者に3,500件(通)/年 通知する

(3) 提出方法 持参またはメール（提出書類はPDFファイルに限る）により、「2 概要 (5)担当課」あてに提出すること。

(4) 提出期限 令和7年11月25日(火) 正午必着。＊参加申込書等と同時に提出すること。

(5) 提出部数

① 企画提案: 各1部(社名あり、社名なし)

② 業務実績: 各1部(社名あり、社名なし)

③ 見積書: 各1部(社名あり、社名なし)

(6) 留意事項 提出書類のうち社名を抜いたものについては、社名や社名を類推又は特定できる表現(口ゴ、社員名、連絡先等)を表紙や目次のほか、本編中にも使用しないこと。

8. 審査方法

(1) 審査基準 別紙「評価基準表」のとおり。

(2) 審査の実施 選定委員会が、提出された企画提案書及びプレゼンテーション等をもとに審査を行い、採点を行う。

(3) プレゼンテーション審査の実施について

① 日程：令和7年11月28日(金) ＊詳細な開始時間については別途連絡する

② 実施時間：プレゼンテーション1者15分以内、質疑応答1者15分以内

③ 留意事項：WEB会議システム等によるオンライン実施も可とする

(4) 選定方法 選定委員による審査の結果、合計点数が最も高い提案者を受託候補者とする。ただし、各選定委員の評価点の合計が審査基準点数全体の6割未満である場合は、受託候補者として選定しない。

(5) その他（失格） 次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

① 提出期限を過ぎて提出された場合

② 提出書類に虚偽の記載があった場合

③ 評価の公平性を害する行為があったと市が認める場合

④ 見積書の見積額が「2 概要 (4)提案限度額」を超えている場合

9. 選定結果の通知・公表

(1) 選定結果の通知 選定結果は、選定作業終了後すべての提案事業者電子メールにて通知する。

(2) 選定結果の公表 選定結果通知日の翌営業日以降に、次の項目を本市のホームページに公表する。

① 受託候補者の名称、点数

② 参加業者の名称 (50音順) (ただし、参加が2者の場合は公表しない)

③ 受託候補者以外の点数 (点数の高い順) (受託候補者以外の参加業者の名称と点数は関連付けない。)

10. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者と宮崎市の間で、委託内容、金額等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

(2) 支払い

本システムの導入委託料(令和7年度中を想定)については、契約に基づき支払うものとする。本システムの使用料(令和8年度からを想定)については、サービス利用開始月以後より請求書により支払うものとする。

11. その他

(1) 提出書類の取扱い

- A. 提出された書類は、返却しない。
- B. 提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、市からの指示があった場合は除く。
- C. 提出された書類は、情報公開請求があった場合には、宮崎市情報公開条例に基づき対応する。

(2) その他

- A. 本プロポーザルに係る費用については、全て参加業者の負担とする。
- B. 参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届（様式第4号）を提出すること。
- C. 企画提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。

12. 提出様式

- (1) 公募型プロポーザル参加申込書兼誓約書（様式第1号）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書（様式第2号）
- (3) 公募型プロポーザル質問書（様式第3号）
- (4) 公募型プロポーザル参加辞退届（様式第4号）
- (5) 業務実績（様式第5号）

附則 この要領は、令和7年11月13日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。